

放課後児童会会費の見直しについて

資料 1

1. 改定理由

・交野市放課後児童会条例及び同条例施行規則の規定に基づき、会費の定期的な見直し(3年毎)を行い、令和8年度から月額会費の額を改定。
 ・改定の主因は、放課後児童支援員等(会計年度任用職員等)に対する給与改定及び勤勉手当支給開始による人件費の増加。

2. 改定額

現 行	改定後 (令和8年度~)
■月額会費 5,000円/児童1人 2,500円/児童2人目以降	■月額会費 6,000円/児童1人 3,000円/児童2人目以降
■延長使用料 100円(月額上限1,500円)/児童1人・1日 50円(月額上限 750円)/児童2人目以降・1日	■延長使用料 変更なし

※生活保護世帯及び就学援助費受給世帯は、月額会費・延長使用料を免除

【算定方法(施行規則第11条)】

■月額会費

$$\frac{\text{経常的経費決算平均額 (過去3年間)} - \text{補助金等平均額 (過去3年間)}}{\text{当該年度の児童会定員の総数}} \times \frac{\text{保護者負担}}{1/2} \div \frac{\text{年間月数}}{12\text{月}}$$

○会費積算

$$\frac{242,171,152 \text{ 円} - 96,401,000 \text{ 円}}{965 \text{ 人}} \times \frac{1}{2} \div 12 = 6294.0 \text{ 円}$$

■延長使用料

$$\frac{\text{経常的経費決算平均額(過去3年間:延長分)}}{\text{当該年度の児童会定員} \times \text{平均利用率(過去3年間:延長分)}} \times \frac{\text{保護者負担}}{1/2} \div \frac{\text{年間月数}}{12\text{月}} \div \frac{20\text{日}}{\text{月}}$$

○延長使用料積算

$$\frac{5,718,636 \text{ 円}}{119 \text{ 人}} \times \frac{1}{2} \div 12 \div 20 \text{ 日} = 100.1 \text{ 円}$$

○年度別経費等

年 度	経常的経費	補助金収入額
令和4年度	215,209,267円	85,634,000円
令和5年度	234,505,727円	92,202,000円
令和6年度	276,798,461円	111,368,000円
3年間の経費平均	242,171,152円	96,401,333円

3. 今後のスケジュール

令和7年12月～ 入会児童保護者等へ周知（広報・市ホームページ・SNS等）

令和8年1月～ 入会受付

4月～ 会費改定

【現行（改定予定）】

■交野市放課後児童会条例

（会費）

第8条 児童会に入会した児童の保護者は、市長が定める期日までに、会費を納付しなければならない。

2 会費は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目以降の児童の会費は、1人につき月額2,500円とする。

3 市長は、特別な事由があると認めるときは、会費を減額し、又は免除することができる。

4 既納の会費は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

5 第2項に規定する月額会費の額は、3年毎に見直すものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

6 会費には、児童の個別的な消費に係る間食等の費用は含まないものとする。

（延長使用料）

第9条 前条第2項に規定するもののほか、午後6時30分以降に児童会を利用した児童の保護者は、市長が定める期日までに、延長使用料を納付しなければならない。

2 延長使用料は、児童1人につき1日あたり100円、月額上限を1,500円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の児童の延長使用料は、1人につき1日あたり50円、月額上限を750円とする。

3 延長使用料に関し、この条に定めがないものについては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

■交野市放課後児童会条例施行規則（会費の見直し）

第11条 条例第8条第5項に規定する月額会費の額の見直しは、見直しをしようとする年度の前々年度を含む前3年間の放課後児童会経常的経費決算額の平均額から、

見直しをしようとする年度の前々年度を含む前3年間の放課後児童会に係る補助金等として交付された額の平均額を差し引いた額を当該年度の児童会定員の総数で

除して、2分の1を乗じて、12で除して得た額により算出した額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。